

コロナウィルス後の別居親子の面会交流実態アンケートの結果と、 海外事例との温度差

1. はじめに

令和2年4月7日、首都圏を中心に緊急事態宣言が発令されました。これに起因する外出自粛要請や、コロナウィルス感染への懸念を理由として、離婚や別居により離れて暮らす親子が余計に会えなくなる事例が頻発しています。

そこで共同親権草の根活動の会では、その実態を確認するために子供と別居中の親にアンケートを実施しました。また、海外報道やプレスリリース等を元に欧米諸国ではコロナウィルス(以下、コロナ)での厳しい外出制限下にあっても親子の断絶の起こらぬよう養育合意や面会権が尊重されていることを確認しました。

2. 日本におけるコロナ流行前後の面会交流状況アンケートの結果

2-1. アンケートの概要

実施期間: 2020/04/14~2020/04/20

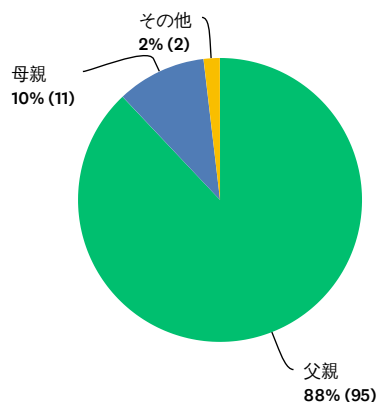
対象者: 日本全国の、離婚または別居により子供と離れて暮らす親 160 名

集計対象: 上記対象者のうち、コロナ流行以前には何らかの面会交流が可能であったもの 107 名

実施方法: アンケートサイトを使用し、別居親団体への登録者に SNS で URL を配布した

2-2. アンケートの設問と結果

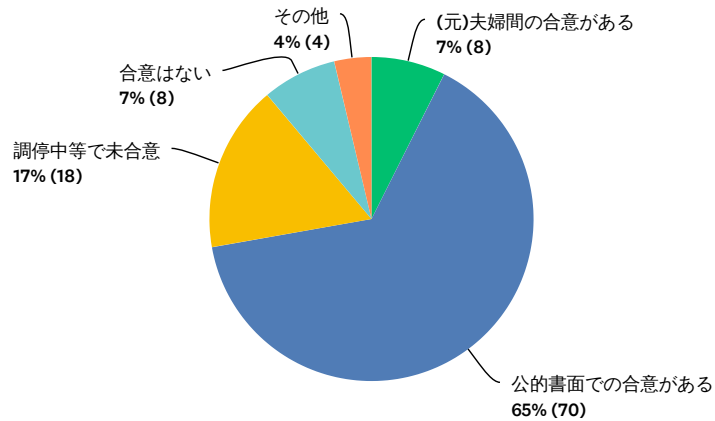
Q1 あなたは父親ですか、母親ですか



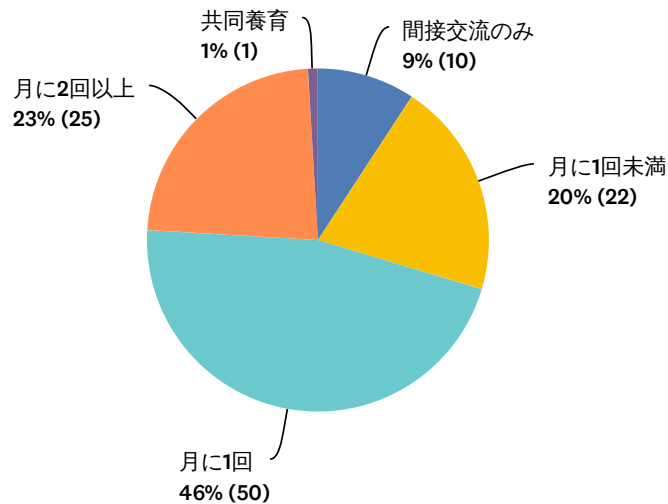
Q2 お子さんの居住地はどちらの都道府県ですか？

分らない	3	愛知県	10
北海道	1	岐阜県	3
青森県	2	三重県	3
秋田県	1	滋賀県	2
茨城県	1	京都府	1
栃木県	1	大阪府	7
群馬県	1	和歌山県	1
千葉県	9	兵庫県	1
埼玉県	12	広島県	2
東京都	23	山口県	1
神奈川県	10	熊本県	1
長野県	2	鹿児島県	1
新潟県	1	無回答	2
静岡県	5	合計	107

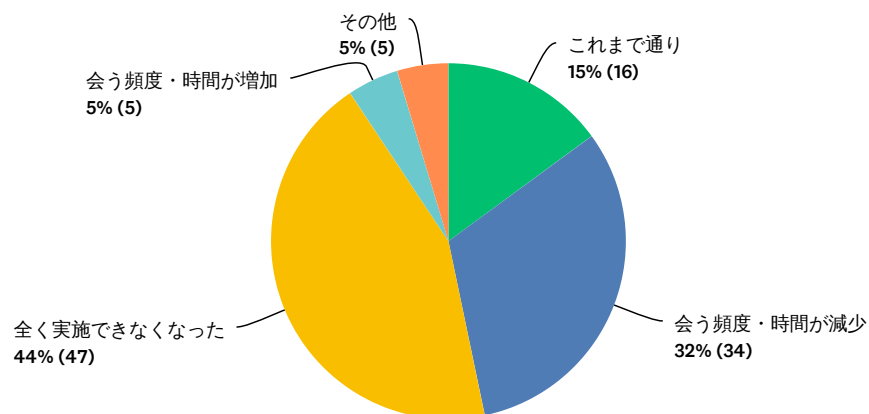
Q3 面会交流についてもう一方の親との合意はありますか？



Q4 新型コロナウイルス流行前(2020 年 2 月)までのお子さんとの面会交流状況を教えてください



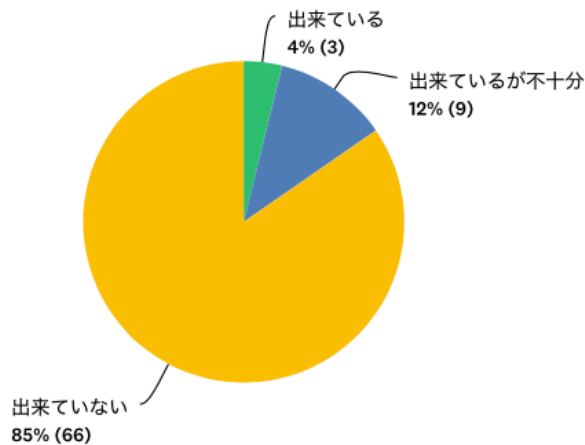
Q5 コロナウィルス流行(2020 年 3 月)以後、面会交流の状況は変化しましたか？



Q6 Q5で減少または出来なくなったと回答された方にお聞きします。そのような状況になった直接の原因はなんですか？(複数回答可)

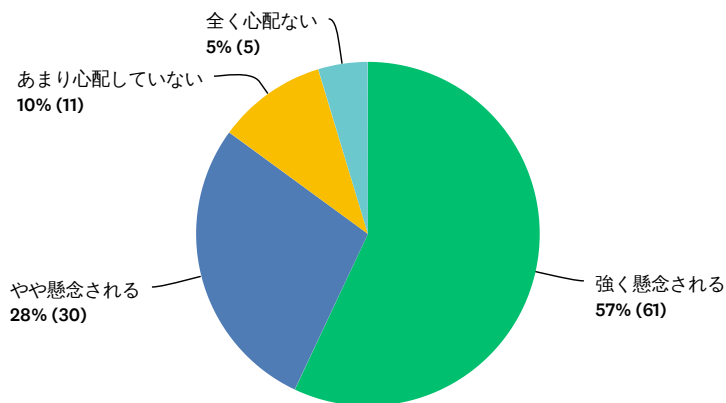
回答の選択肢	回答数	
面会交流が外出自粛の対象か曖昧	20%	16
FPIC等の団体が支援中止	15%	12
同居親がコロナ中の面会に否定的	63%	51
裁判所による調停停止	4%	3
自分の判断で自粛	17%	14
その他	16%	13
全回答数: 81		

Q7 Q5で減少または出来なくなったと回答された方に質問です。ビデオ通話やSNSなど代替手段での間接交流は出来ていますか？



※未回答: 3

Q8 このままコロナウィルスでの外出自粛が延びた場合、子供との断絶が進む懸念がありますか？



Q9 Q8で「全く心配ない」以外を選んだ方にお聞きします。親子断絶を防ぐために必要だと思う対策は何ですか? [複数回答可]

回答の選択肢	回答数	
ビデオ通話等代替の交流を有効活用	71%	65
家裁の調停を速やかに再開すべき	40%	37
安全確保の上通常通り面会交流を実施すべき	61%	56
政府が面会交流は自粛対象外と明示すべき	61%	56
自粛解除後に中止された分の面会交流を埋め合わせるべき	62%	57
自粛中の暫定的な面会方法を合意するための仲裁を国がすべき	41%	38
その他	16%	15
全回答数: 92		

Q10 コロナウィルス流行下での子供との面会交流を安全に行うために、気をつけようと考えていることはありますか? [複数回答可]

回答の選択肢	回答数	
面会当日、検温などの体調チェックを入念に行う	78%	83
面会当日、極力第三者に接しない移動手段を使って感染リスクを下げる	70%	75
面会前後および途中に、自分と子供の手指消毒やうがいを行う	79%	85
当局指導に従い、感染リスクが低いとされる場所で面会を行う	68%	73
面会二週間前から、三密を避けるなど特に体調管理に気をつける	66%	71
その他 (具体的に)	21%	23
全回答数: 107		

3. 欧米諸国でのコロナウィルス対策との比較

このように、コロナウィルスの流行により面会交流合意が一方向的に反故にされるケースは日本特有です。イギリス、フランス、ニュージーランドなど日本以上のロックダウンを敷いている国であっても、「親子の交流は外出自粛の対象外とするだけの重要な権利である」との認識にたち、面会交流や共同養育が継続されています。もちろん自主的に自粛するケースはありますが、国としては親子の断絶を進めないような対策を取っています。

3-1. イギリス

マイケル・ゴヴ内閣担当大臣が、別居中の二人の両親の間を子供が行き来することは外出規制の対象外であり、ガイダンスにも明示してあるとツイッター上で発言。(BBC にて報道あり: <https://www.bbc.com/news/uk-52018136>)



また、4/21のBBC報道によれば、家庭裁判所長マクファレーン氏は『両世帯が健康である限り、子供がもう一方の親と会うことは続けられるべきだ』と述べています。また、『もし同居する親が(ロックダウンの状況に)便乗して自己中心的に振る舞うのであれば、それは間違っているし、裁判所も間違っているとの判断を下す』とも述べています(<https://www.bbc.com/news/education-52310034>)。

3-2. フランス

3月16日、クリストフ・カスターネル内務大臣がテレビでの発言として『重要な家族間の移動や別居する親による子供の送り迎えは(外出規制の)対象外として許可される』と発言しています。また、マルレーヌ・シアパ男女平等・差別対策担当副大臣も同日のTwitterにて同様の発言をしています。

<https://www.leclubdesjuristes.com/parents-separes-queelles-modalites-de-garde-des-enfants-pendant-le-confinement>



3-3. オーストラリア

オーストラリアでは、例えロックダウン中においても明確な危機の証明がされない限りは養育合意は尊重されるべきであると、家庭裁判所がプレスリリースを行なっています。日本の家庭裁判所とは正反対の積極的アプローチで、親子断絶を防ごうとしています。また、危険回避のため面会ができない場合においても、別居する子供と親がビデオ通話やSNSでコミュニケーションを取れるように最善を尽くすべきだとされています。さらに、家族関係助言ホットラインが開設され、父母間のロックダウン中における新たな面会合意形成を助けるという施策まで採られています。

<http://www.familycourt.gov.au/wps/wcm/connect/fcoaweb/about/news/mr260320>

3-4. アイルランド

アイルランドのエニス家庭裁判所では、コロナウィルスを理由に父親と子供の断絶を図ることは片親疎外 (Parental Alienation) であるとして母親を非難する審判が下っています。その結果、ロックダウン解除まで毎日父子間で FaceTime でのビデオ通話を行うことと、ロックダウン解除後にそれまで行えなかった分の父子交流の埋め合わせを行うことが裁判所命令として下されました。

<https://www.lawsociety.ie/gazette/top-stories/judge-describes-case-as-parental-alienation/>

3-5. アメリカ(カリフォルニア州)

アメリカでは州ごとにコロナウィルス流行中の共同養育、面会権行使についての公示状況が異なり、明示的な指針が出ていない州も多いようです。しかしカリフォルニア州サンマテオの高等裁判所は、『原則として、コロナウィルスは(相手の)養育時間*を否定する理由にはならない』と明示しています。

公共の場での養育時間・訪問についても、『カリフォルニア州の規定で禁止されていない場で通常通り継続されるべきであり、そうした場所が見つからない場合はビデオ通話や電話で行われるべきである』と述べられています。

さらに、『第三者の立会い(日本では FPIC 等の機関が実施)を合意しているが、その立会いがコロナウィルス関連の問題により出来ない場合は、両親は子供の安全と健康に配慮しながら養育時間が行われるように前向きに協力するべきである』とも示されています。

https://www.sanmateocourt.org/documents/court_news_and_notices/041320a.pdf

*アメリカでは共同親権制度が一般的になっており、刑務所での面会と同じ用語を使うのは親子関係に対して不適当との考えから、面会交流ではなく「養育時間、親子の時間 Parenting Time」という用語が用いられる。

3-6. ニュージーランド

ニュージーランドにおいては、家庭裁判所長が親子の交流(共同親権)に関するガイドラインを発表しています。このガイドラインにおいては、『車で1時間以内の範囲に住んでいる場合、子供は両親の家を行き来してよい。車で1時間以上の距離に住んでいる場合は子供は一方の親の元で過ごすべきである』と規定されています。

・<https://covid19.govt.nz/individuals-and-households/parents-caregivers-whanau-and-teachers/how-to-keep-children-safe-and-reassured/>

・<https://www.justice.govt.nz/about/news-and-media/covid-19-news/guidance-for-managing-shared-custody/>

4. まとめ

今回当会の行ったアンケートから、コロナウィルスでの外出自粛の結果、親子の面会交流が中断してしまっており、親子断絶が進む恐れが強く懸念されていることが分かりました。

アンケートに回答していただいた160人のうち、107人はコロナウィルス流行以前の2月までは少ないながらも親子の面会交流が可能でした。ところが3月以降はそのうち76%が面会交流が停止または回数が減ったと答えています。また、85%の人がこのまま外出自粛が続けば親子の断絶が進むと懸念を表明しています。さらに、面会交流が停止または減ったと答えた人のうち85%はビデオ通話など代替手段での交流すら出来ていません。

面会交流が停止または減少してしまった人の7割は公的または私的な面会合意があり、2割の人は家庭裁判所での調停などと並行して面会を行っていた人たちでした。それにもかかわらず、なし崩し的に面会交流が出来なくなってしまっています。

こうした状況の原因として6割の人が挙げたのは、「同居親がコロナウィルス流行を理由に面会に否定的」であるということです。しかし、Q10でコロナウィルス流行下での面会交流を安全に行うための対策を尋ねたところ、全ての回答者が1つあるいはそれ以上の対策を取ることを回答しており、別居親も子供のための感染防止策について真剣に考えていることがわかります。それにも関わらず面会合意が一方的に破棄されている現状に、「なぜ公園で子供が遊んだり、スーパーに子連れで買い物に行くことは許されているのに、私たち別居親子は何らの考慮すらされずに交流が停止されているのか」と嘆く声も聞かれました。

こうしてなし崩し的に別居親子の面会交流が中断されてしまっている背景として、国や自治体の指針が明示されていないという問題があります。

第一に、公園で友達と遊ぶことが許容されているのに、血の繋がった実の親と衛生面の配慮をした上ですら会うことが許可されないのだとしたら、それは公平だとは思われません。また、面会交流の合意は緊急事態宣言を受けて効力を失うのかについても、国や自治体は明らかにしていません。**国や自治体が感染予防のガイドラインを示した上で、それを遵守した上での面会交流については、外出自粛の対象外であると明示するべきです。**

第二に、別居する親が感染リスクの高い状況に置かれている場合や感染が強く疑われるなど、直接の面会交流を自粛すべき場合があることもまた事実です。そのような場合には、**感染リスクの全くないビデオ通話やSNSを最大限活用するよう、国や自治体はアナウンスすべきと考えます。**また、FPIC(公益社団法人家庭問題情報センター)をはじめとする面会交流機関は、直接の面会交流がどうしても難しい場合は代替手段としてビデオ通話を導入するべきです。

第三に、直接の面会交流が中止になった場合は、緊急事態宣言の解除後に中止になった分の面会交流を繰り越して実施するよう、国(裁判所)が指針を出すべきです。

こうした施策は、欧米諸国では多くの国が指針を出しています。3章で取り上げた報道のように、英仏両国では、子供がもう一方の親の家へ移動することはロックダウンの対象外であると明示されています。オーストラリアの家庭裁判所は、ロックダウン中であっても面会交流合意は尊重されるということや、差し迫った危険があり遵守が難しい場合はビデオ通話とSNSを有効活用することを、ホームページ上で公開しています。日本においても国や自治体から同程度の指針が発表されてしかるべきであると当会は考えます。

日本では離婚後の面会交流は多くの場合月に1回が相場であり(2019年11月29日衆議院法務委員会での最高裁判所家庭局長の回答)、共同養育が普及している先進諸国の交流頻度に比べて**著しく低い頻度**となっています。ただでさえ少ない面会交流を心の支えとする別居親子も数多くいるのであり、外出自粛の影響を受けて親子の絆が断たれないような対策が早急に必要です。

更新履歴:

2020/4/22 初版作成

2020/4/27 3-5 カリフォルニア州、4 章まとめを追加

2020/4/28 3-6 ニュージーランドを追加